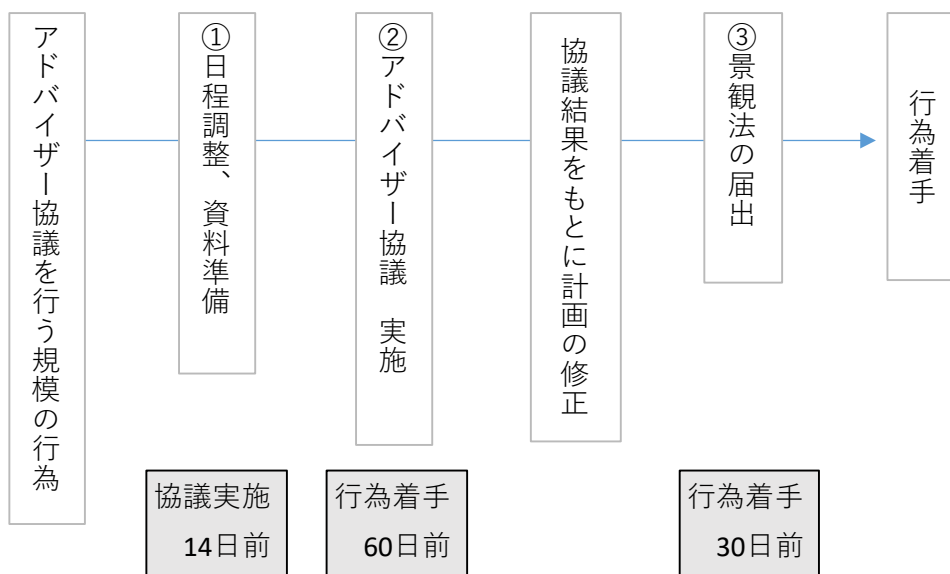


アドバイザー協議対象一覧表（景観形成重点地区編）

行為の種類		アドバイザー協議を行う規模
景観形成 重点地区	志木駅東口周辺エリア	敷地面積が1,000㎡以上または、 高さが20mを超える建築物の建築
	本町通りエリア、 新河岸川・柳瀬川周辺エリア	敷地面積が1,000㎡以上または、 高さが10mを超える建築物の建築
景観形成重点地区以外		敷地面積が3,000㎡以上または、 高さが15mを超える建築物の建築等

※アドバイザー協議の要否については景観担当課に確認してください。

アドバイザー協議 手続きフロー



①協議実施日を調整し、実施日の14日前までに協議で使用する資料（協議申請書等）を景観担当課に1部提出し、電子データも提出してください。

②行為着手の60日前までにアドバイザー協議を実施します。

協議当日は、原則、事業者は出席してください（設計者の同席も可能です）。協議時間は90分～120分を目安としています。

協議の結果については景観担当課から後日通知します。結果をもとに計画の見直しを行ってください。

当日用意するもの	P C、協議で使用する資料（指定部数）、模型や外壁サンプル等
----------	--------------------------------

③景観法の届出に、「事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表」を添付してください。なお、届出資料は景観アドバイザーにも共有するため、電子データも提出してください。